

## 議員の派遣について

地方自治法第100条第13項及び会議規則第160条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

### 記

- 1 派遣目的 国際交流及び友好親善を推し進めるため、市川市議会を代表して、アメリカ合衆国・ガーデナ市の歴史・文化・政治・経済について広く見聞し、相互理解を図るとともに、姉妹都市締結50周年を記念し、ガーデナ市の行政当局及び市民との交流を深める。
- 2 派遣場所 アメリカ合衆国・カリフォルニア州・ガーデナ市
- 3 派遣期間 平成24年7月9日から平成24年7月14日まで
- 4 派遣議員 かつまた 竜大 議員、加藤 武央 議員

※ただし、内容に変更が生じたときは、その扱いについて議長に一任するものとする。